

国立大学法人お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所規則

〔 平成28年4月1日制定 〕
〔 平成29年4月1日改訂 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学ヒューマンライフイノベーション開発研究機構規則第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学人間発達教育科学研究所（以下「研究所」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究所は、ヒューマンライフイノベーション開発研究機構に附属する研究所として、人間の発達と教育に関する総合的、国際的な研究及び調査を行い、国際研究拠点を構築することを目的とする。

(研究及び業務)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究及び業務を行う。

- (1) 人間発達に関する基礎的研究
- (2) 教育実践および保育実践に関する研究
- (3) 発達臨床支援に関する研究
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 研究所に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 研究所長
- (2) 教員
- (3) 研究員
- (4) その他学長が必要と認めた職員

2 研究所に、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 特任教員
- (2) 客員教員
- (3) 客員研究員
- (4) 研究協力員

(研究所長)

第5条 研究所長は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授のうちから学長が任命する。

2 研究所長は、研究所の業務を掌理する。

3 研究所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究所長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第6条 研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に従事する。

2 研究員は、本学専任の教員（附属学校を含む）のうちから、学長が任命する。

3 研究員の任期は2年とし、その終期が研究員となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(客員教員／研究員)

第7条 客員教員／研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に参画する。

2 客員教員／研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。

3 客員教員／研究員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第8条 研究協力員は、第3条に掲げる研究及び業務に協力する。

2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を、研究所長が委嘱する。

3 研究協力員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営会議)

第9条 研究所に、研究所の運営並びに研究及び業務に関する事項を審議するため、人間発達教育科学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究所長

(2) 第4条第1項第2号に掲げる教員

(3) 第4条第1項第3号に掲げる研究員

(4) その他ヒューマンライフイノベーション開発研究機構長が必要と認めた者

3 運営会議の議長は研究所長をもって充て、議長は運営会議を主宰する。

4 運営会議の構成員は、第2条の目的を達成する上で必要な事項について、運営会議での審議を求めることができる。

5 研究所長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 本条に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 研究所の事務は、研究協力課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 国立大学法人お茶の水女子大学人間発達科学研究所規則は、廃止する。